



鳥取県公報

平成15年 9月19日(金)
号外第121号

毎週火・金曜日発行

目 次

人委規則	職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(25)(給与課)..... 1
	職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則(26)(〃)..... 2

人事委員会規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年 9月19日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第25号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和31年鳥取県人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
(社会福祉業務手当)		(社会福祉業務手当)	
第3条 条例第5条第1項第1号の人事委員会規則で定める職員は、次の表の左欄に掲げる勤務箇所の区分に対応する同表の右欄に定める職員とする。		第3条 条例第5条第1項第1号の人事委員会規則で定める職員は、次の表の左欄に掲げる勤務箇所の区分に対応する同表の右欄に定める職員とする。	
勤務箇所	職 員	勤務箇所	職 員
福祉事務所	知的障害者福祉司並びに福祉保健課若しくは総務福祉課の保護係又は福祉総務課福祉係の係長及び社会福祉主事	福祉事務所	知的障害者福祉司並びに福祉課若しくは総務福祉課の保護係又は福祉総務課福祉係の係長及び社会福祉主事
略		略	
2及び3 略		2及び3 略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年9月19日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第26号

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則（昭和31年鳥取県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
勤務箇所	職 員	調整数	勤務箇所	職 員	調整数
略			略		
鳥取療育園 中部療育園	(1) 児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び理療師	2	鳥取療育園 中部療育園	(1) 児童指導員、保育士、理学療法士、言語聴覚士及び理療師	2
	(2) 略			(2) 略	
略			略		

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給料の調整額に関する規則の規定は、平成15年5月1日から適用する。

（調整額の内払）

2 改正前の職員の給料の調整額に関する規則の規定に基づいて、平成15年5月1日からこの規則の施行の日の前日までの間に職員に支給された給料の調整額は、改正後の職員の給料の調整額に関する規則の規定による給料の調整額の内払とみなす。